

市川市男女共同参画基本計画

第5次実施計画

(平成26年度～平成28年度)

平成26年3月

市 川 市

目 次

第1章 第5次実施計画の策定にあたって

1 実施計画の位置づけ	1
2 実施計画の期間	1
3 基本計画の体系	1
基本計画の体系図と実施計画事業	2

第2章 第4次実施計画の成果と課題

1 主要課題ごとの達成状況	5
2 意識調査からみた課題	7

第3章 第5次実施計画の考え方

1 重点事業選定の考え方	10
--------------	----

第4章 実施計画事業

1 実施計画事業の選定にあたって	11
2 進行管理事業	11
3 関連事業	11
4 進行管理について	12
5 評価について	12

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	14
------------------------	----

個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援	17
----------------------------	----

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮	21
------------------------------------	----

個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進	24
--------------------------	----

個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進	25
-------------------------	----

個別課題6	家庭における男女平等教育の推進	27
個別課題7	地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進	29
主要課題3	ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	31
個別課題8	就業機会の男女平等に向けた支援	32
個別課題9	男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進	34
個別課題10	男女が共に働き続けるための社会環境の整備	36
主要課題4	男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	37
個別課題11	生活の場での自立の推進	38
個別課題12	男女で担う子育ての環境づくり	40
個別課題13	障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援	42
個別課題14	高齢者への福祉の充実・自立支援	44
個別課題15	自立を支援する総合相談事業の推進	46
主要課題5	生涯を通じた健康支援	48
個別課題16	生涯を通じた健康の管理・保持増進	49
個別課題17	生涯を通じた心身の健康づくり支援	50
個別課題18	心身の健康づくり体制の充実	51
主要課題6	人権を侵害する暴力の根絶	52
個別課題19	暴力を許さない社会の基盤づくり	53
個別課題20	被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援	54
主要課題7	男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	56
個別課題21	国際的な協調と相互協力の推進	57
個別課題22	在住外国人と共に目指す男女共同参画社会	58
主要課題8	男女共同参画を推進する体制の整備	60
個別課題23	推進体制の充実	61
個別課題24	計画の進行管理の充実	63

参考資料

男女共同参画社会基本法 65

市川市男女共同参画社会基本条例 71



第1章 第5次実施計画の策定にあたって

1 実施計画の位置づけ

市川市では、「市川市男女共同参画社会基本条例」（以下「基本条例」という）に基づく基本計画として、平成20（2008）年8月に「市川市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、基本条例に明記されている基本理念と基本計画の主要課題を明らかにしました。

第5次実施計画は、第3次・第4次実施計画に続き、基本計画の実現に向けた施策を、計画的に実施するために策定するものです。

2 実施計画の期間

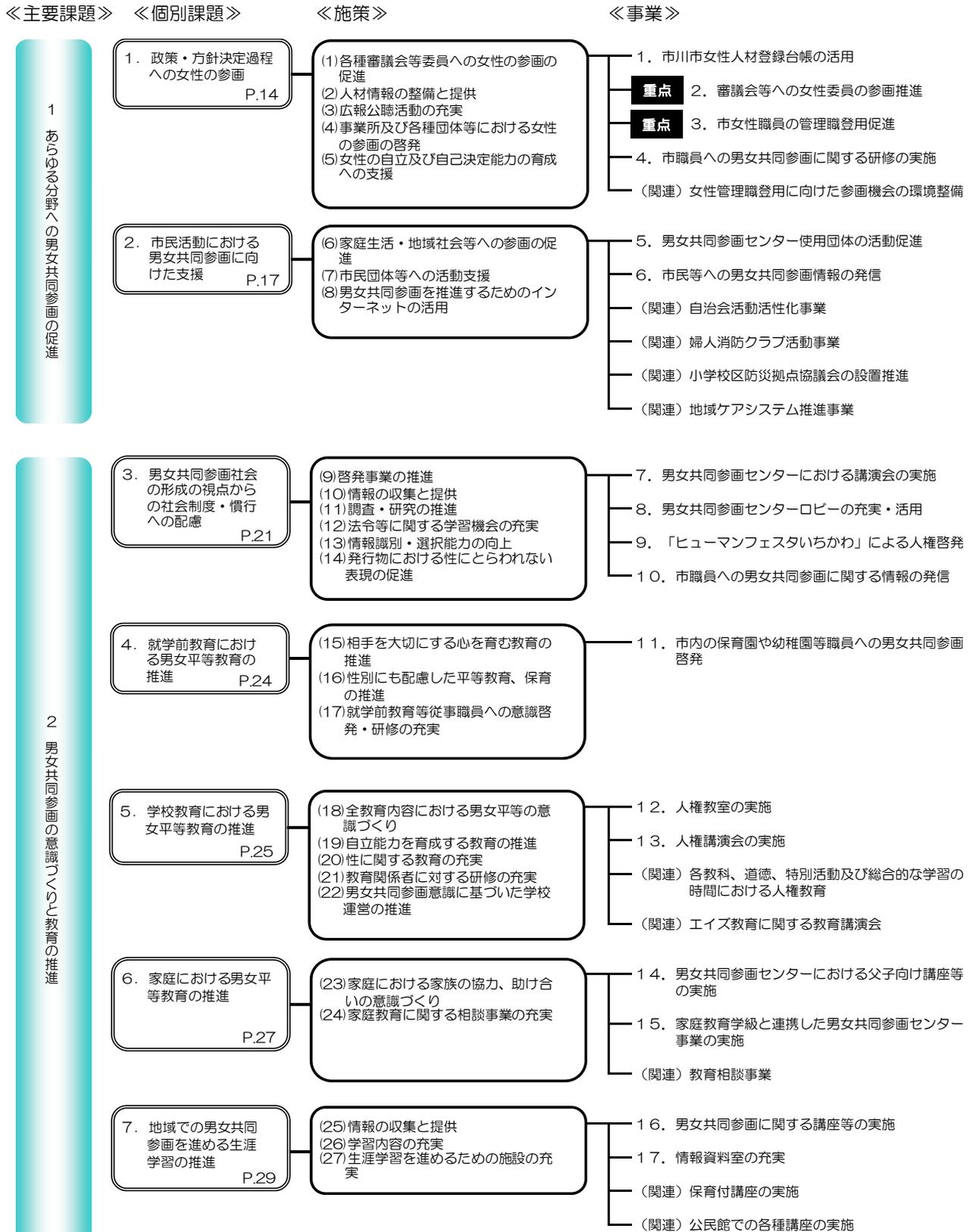
本計画の期間は、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までの3年間とします。



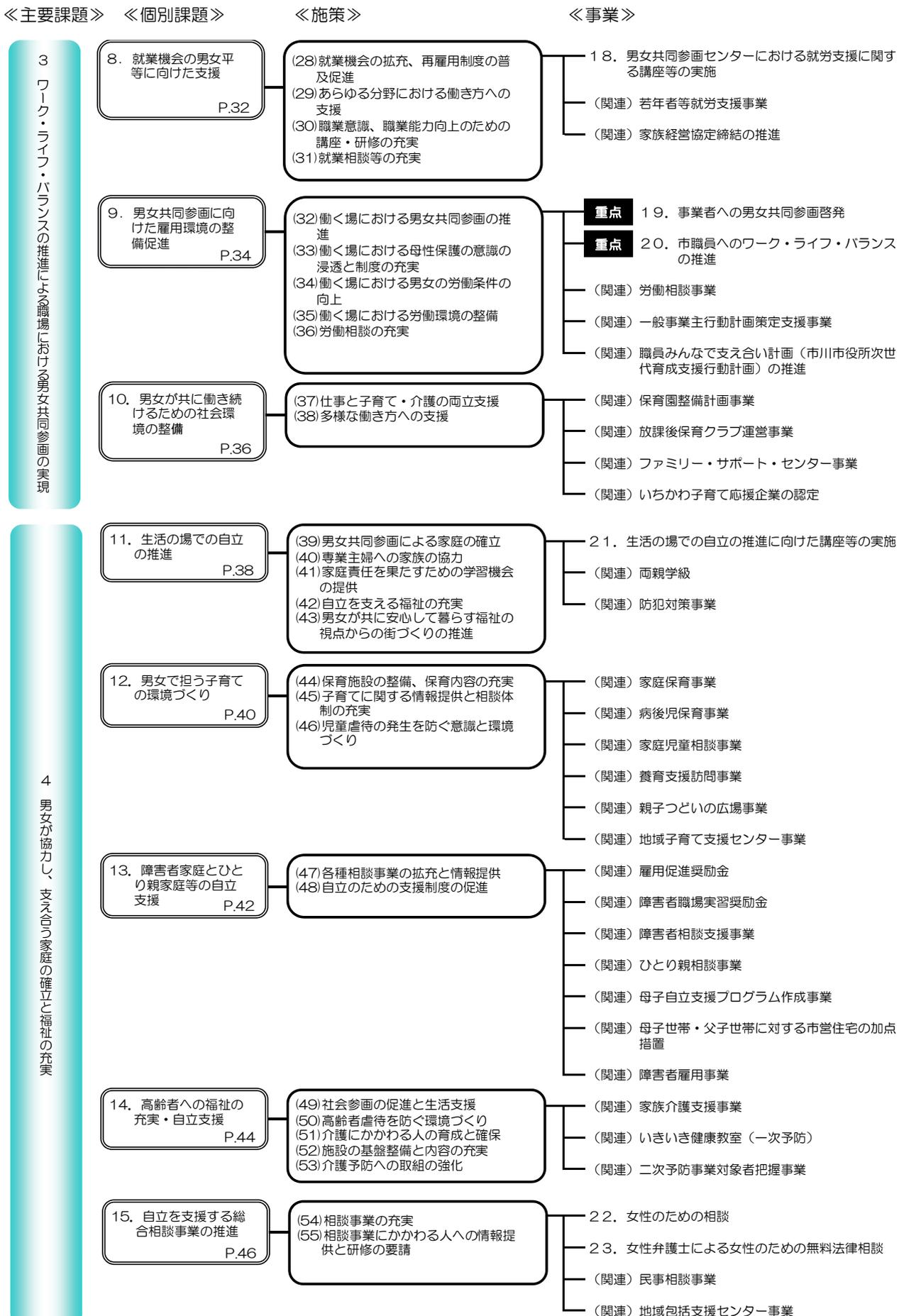
3 基本計画の体系

基本計画は、8の主要課題、24の個別課題、78の施策に体系化されています。

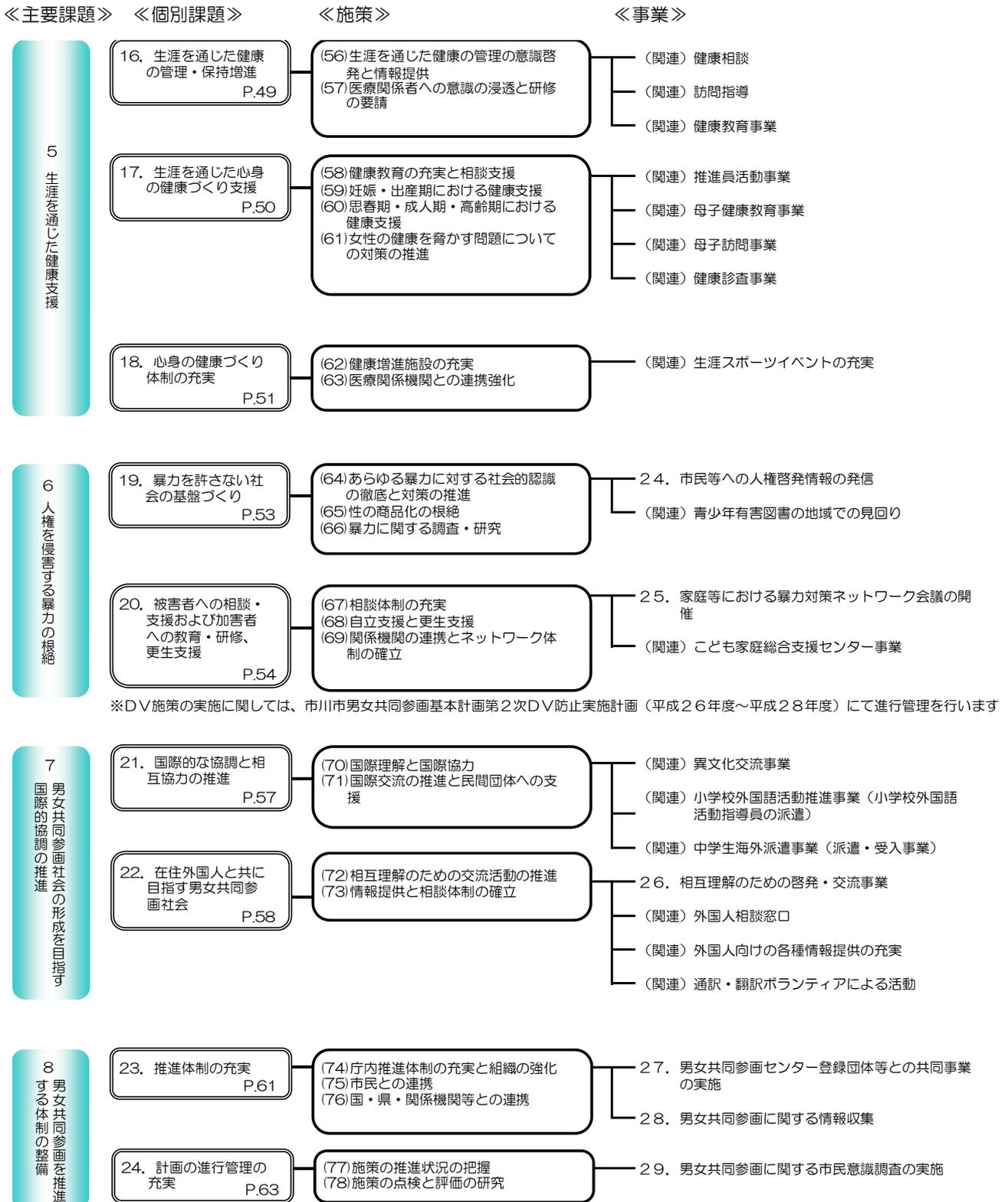
基本計画の体系図と実施計画事業



第1章 第5次実施計画の策定にあたって



4
男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実



第2章 第4次実施計画の成果と課題

1 主要課題ごとの達成状況

平成23年度～平成25年度を計画期間とした「第4次実施計画」について、評価・検証等が終了している平成23年度、平成24年度の2年間についての主要課題ごとの進捗状況は以下のとおりです。

主要課題	事業数	23年度達成度		24年度達成度		重点すべき取組
		順位	%	順位	%	
1	18	4	86.0	6	87.0	◎
2	33	2	88.8	3	88.1	
3	29	5	78.8	7	85.0	◎
4	50	6	76.2	5	87.1	
5	24	3	87.7	2	89.2	
6	16	1	100.0	1	100.0	◎
7	10	7	73.3	8	76.7	
8	15	8	64.0	4	88.0	
合計	195	平均	81.7	平均	87.3	

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

成果 審議会等附属機関への女性委員の登用推進を図るため、新たに「市川市女性人材登録台帳設置要領」を整備した。女性委員の割合も年々増加している。

課題 市女性職員の管理職昇任選考試験の受験率は、平成23年度は前年よりも増加したものの、平成24年度は前年を大きく下回ったことから、職員自らが意欲と自信を持って働き続けるための意識を高める研修等の取組を行っていくことが必要である。

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

成果 就学前教育、学校教育における男女平等教育の推進では、計画的に事業を行うことができた。また、課題解決に向け進んでいると思う主要課題をe-モニターアンケートにおいて尋ねたところ、主要課題2の割合が一番多い結果となった。

課題 e-モニターアンケートにおいて、社会全体として「男女の地位は平等である」と考える人の割合が低いことから、まずは地域において男女共同参画を着実に推進するため、男女共同参画センター登録団体等と計画的に共催事業を行うなど、関係団体と連携を強化し、男女共同参画センターを有効活用していく必要がある。

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

成果 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現の取組として、関係部署と共催での、ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催並びにワーク・ライフ・バランスセミナーの資料を事業所に配付するなど啓発に努めた。

課題 ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度がまだ低いことから、市職員はもとより、事業所を中心に広く市民に周知していくことが必要である。

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

成果 子育て家庭、障害者家庭やひとり親家庭、高齢者への自立支援など、様々な環境に合った事業を展開した。

課題 e-モニターアンケートでは、特に力を入れてほしいと思うこととして主要課題4を挙げた割合が2番目に高かったことから、主要課題解決のためのより実践的な事業を関係部署や関係団体等と連携し、行っていくことが必要である。

主要課題5 生涯を通じた健康支援

成果 生涯を通じた健康支援に関する事業を様々展開しており、仲間づくりや健康づくりを推進する「いきいき健康教室」の会場数が増加傾向であることや、健康増進センターの新規有料団体が増えていることから、定期的に健康づくりを行う意識の醸成が図られている。

課題 主要課題全体では、目標数値に対する達成度は高くなっているものの、達成度の低い事業があることから、健康分野の計画にて主体的に進行管理を行い、着実に推進していく必要がある。

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

成果 この分野のほとんどの事業が平成23年8月策定の「市川市DV防止基本計画（第1次実施計画）」に移行し、より効果のある施策を展開している。

課題 「市川市DV防止基本計画（第1次実施計画）」で進行管理をしている。

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

成果 異文化交流事業では、計画年中、目標を大きく上回る参加者があり、多くの人に交流の機会を提供することができた。

課題 e-モニターアンケートでは、本主要課題が、課題解決に向け進んでいると思う主要課題であると回答した割合が一番低くなっていることから、まずは、地域の在住外国人とともに男女共同参画推進に向けた事業展開が必要である。

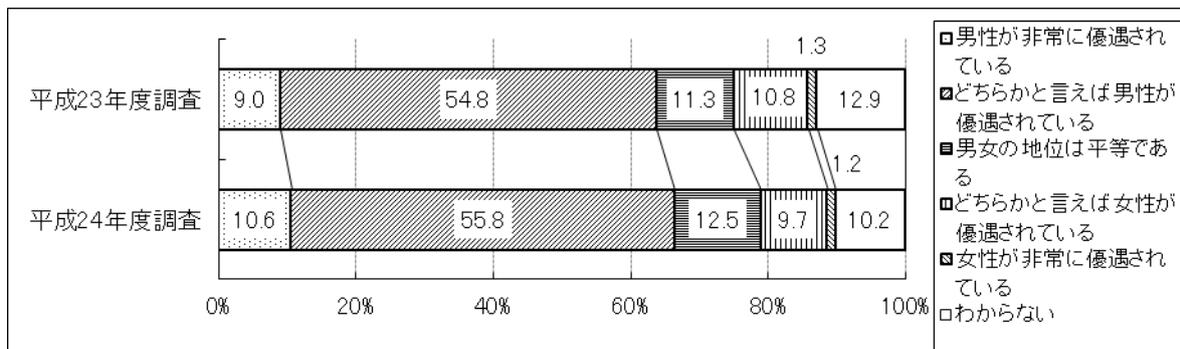
主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備

成果 男女共同参画センター登録団体等との意見交換会を行い、計画的に共催事業等を行う準備を進めることができた。

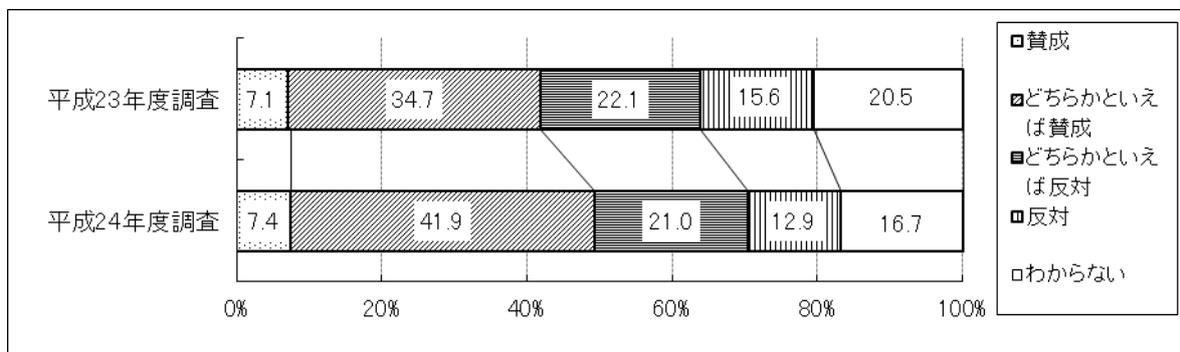
課題 関係部署や関係機関等との連携を強化し、効果的に男女共同参画を推進する必要がある。

2 意識調査からみた課題

平成23年度、平成24年度に実施した e-モニター制度※1による男女共同参画に関する意識調査結果では、男女の地位の平等感について、男性が優遇されていると感じている割合は依然として高く、「男性が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」とする回答の合計が6割を超えています。



また、「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考えている割合についても、賛成の割合（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が増加傾向にあり、反対の割合（「反対」＋「どちらかといえば反対」）を上回る結果がでています。



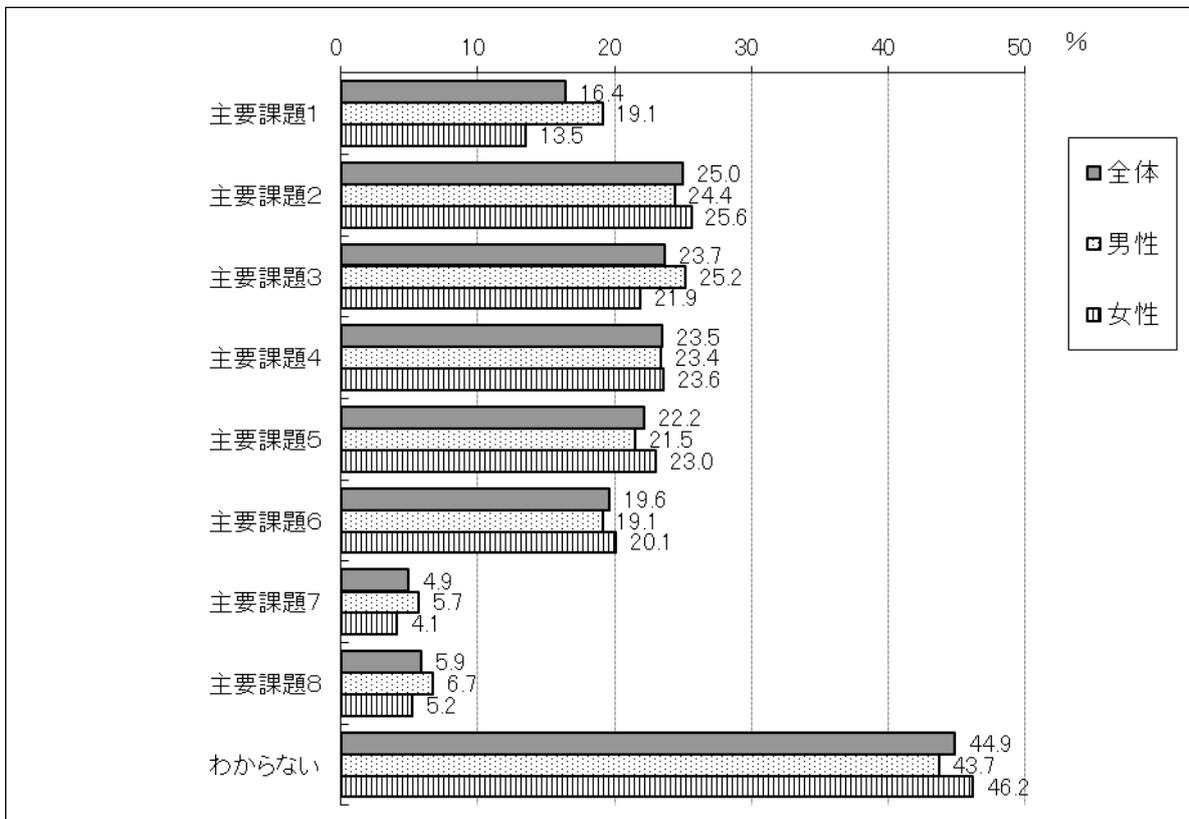
全国では、平成24年10月に内閣府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「社会全体における男女の地位の平等感」では、「男性の方が優遇されている」（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は低下傾向にはあるものの、「男性の方が非常に優遇されている」だけで見ると、平成21年10月に行った前回調査では9.7%、平成24年調査では10.8%であり、微増しています。

また、同世論調査によると、「夫は外で働き、妻は家を守るべきである」という考え方について、平成24年調査の賛成の割合（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）は51.6%であり、平成21年調査の賛成の割合41.3%より10.3ポイント増えています。

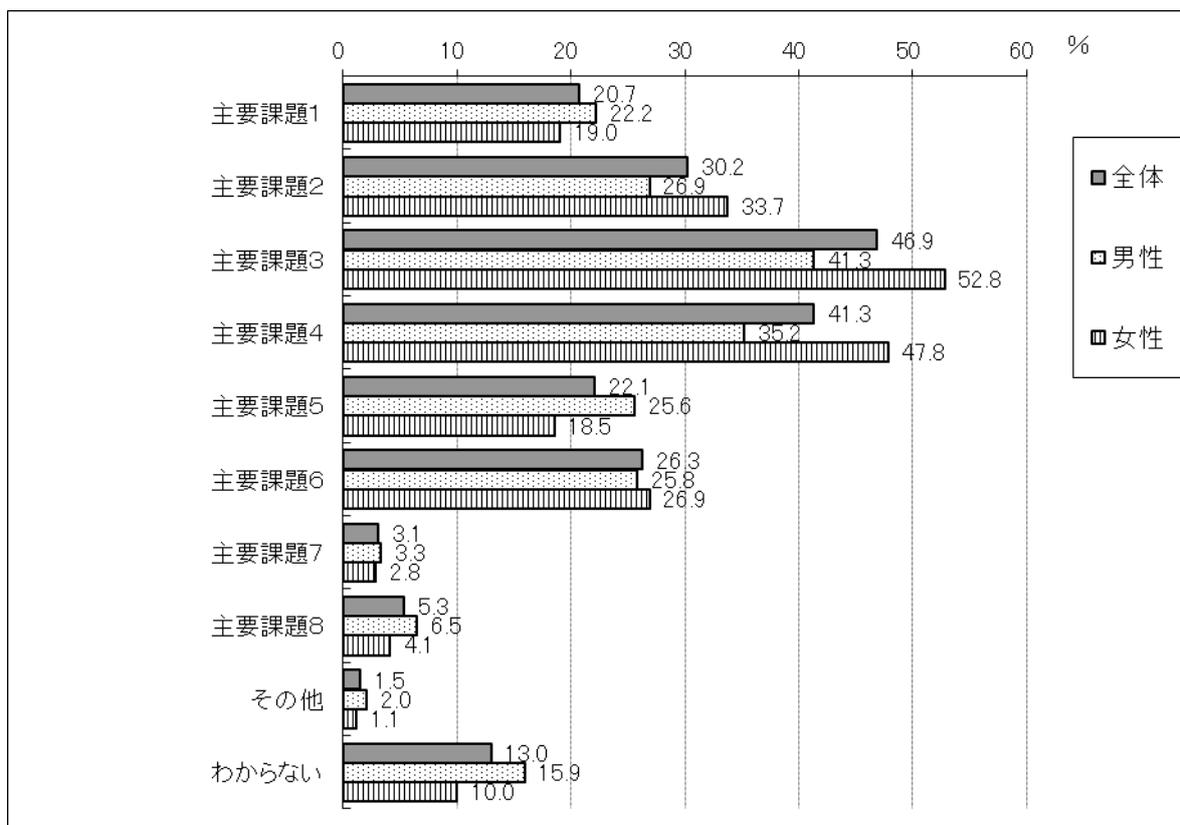
このことから、固定的性別役割分担意識については、全国的に、調査時点での社会情勢の影響を受けていると考えられます。

8の主要課題の中で、課題解決に向け進んでいると思う主要課題は下記の順となっています。

- ◎主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
- ◎主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
- ◎主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
- ◎主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
- ◎主要課題5 生涯を通じた健康支援
- ◎主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶
- ◎主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進
- ◎主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備



今後、男女共同参画推進の施策の中で、特に力を入れてほしい施策は下記の順となっています。



※1 e-モニター制度

市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録している方に、パソコンや携帯電話への電子メールを利用し、アンケート調査などを行い、市政の参考とするものです。市民の声を集め、各実施機関の施策に反映及び企画向上に活用します。

《市川市e-モニター制度による男女共同参画に関するアンケートの回答者属性》

●平成23年度

調査方法	インターネット及び電子メール
調査期間	平成24年1月30日～平成24年2月13日
調査実施機関	市川市総務部男女共同参画課
有効回答数	1,473人
回答者属性	女性811人、男性662人 10代2人(0.1%)、20代52人(3.5%)、30代350人(23.8%)、 40代496人(33.7%)、50代257人(17.4%)、60代311人(21.1%)、 70代5人(0.3%)

●平成24年度

調査方法	インターネット及び電子メール
調査期間	平成25年3月6日～平成25年3月20日
調査実施機関	市川市総務部男女共同参画課
有効回答数	1,564人
回答者属性	女性757人、男性806人、不明1人 10代3人(0.2%)、20代43人(2.7%)、30代287人(18.4%)、 40代466人(29.8%)、50代262人(16.8%)、60代306人(19.6%)、 70代180人(11.5%)、80代16人(1.0%)、不明1人(0.1%)

※調査の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがあります。

第3章 第5次実施計画の考え方

第5次実施計画は以下のような考え方に立って策定しています。

- ① 実効性のある実施計画とするため、できる限り適切な数値目標や期間を明確に設定するとともに、その達成状況について進行管理を行います。
- ② 本計画と関連する行政計画の施策と相互の連携を強めることにより、効果的に計画を推進していきます。
- ③ 市民の視点での評価として、主要課題ごとに成果指標（アウトカム指標）を設定しました。

1 重点事業選定の考え方

市民から見た男女共同参画に対する意識・ニーズの動向から、職場における男女共同参画の実現が特に望まれています。事業者への模範となるよう、まずは、市役所が率先して市職員へ男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進を行い、性別に関わらず、全ての職員が意欲と能力を十分に発揮できる働きやすい職場づくりに取り組みます。

国は、第3次の男女共同参画基本計画を策定するにあたり、喫緊の課題として、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標の達成には、取組を相当強化し、加速することが必要であることなどをあげています。

また、千葉県では、第3次の千葉県男女共同参画計画（事業計画は平成23年度～平成27年度）を策定するにあたり、重点的取組として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進、および、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進などをあげています。

そして、本市では、平成25年2月の施政方針で、女性管理職の積極的登用が目指されています。

これらを踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な市民サービスを提供できるよう、市役所での女性の人材育成と管理職への登用を重点的に進めます。

※ワーク・ライフ・バランスについて

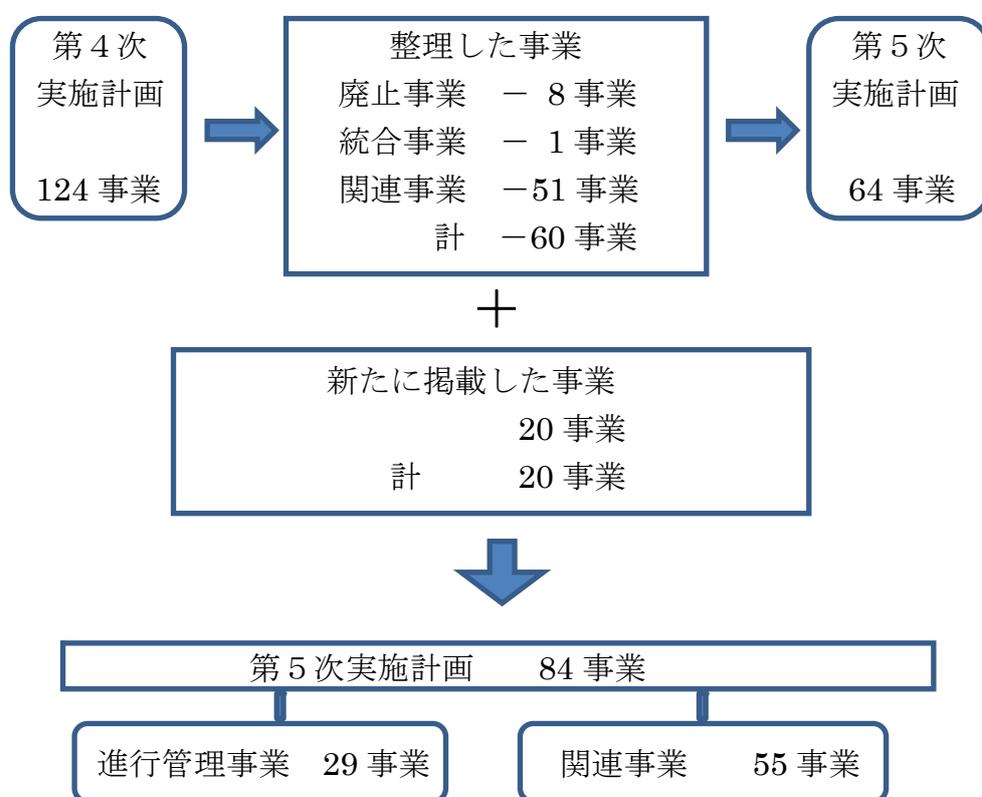
ワーク・ライフ・バランスは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをさします。年齢や性別にかかわらず、誰もが、仕事、家庭生活、子育て、介護、地域生活、自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで展開できるよう、多様で柔軟な働き方や生き方を選択できる社会を目指します。

第4章 実施計画事業

1 実施計画事業の選定にあたって

本計画の事業の選定にあたっては、「第4次実施計画」の成果と課題を踏まえ、事業を整理するとともに、強化していくべき主要課題には対応する新規事業を加えて計画事業に位置づけました。

また、計画の実効性を高めるため、本計画で進行管理していく事業と関連計画等に進行管理を委ねる事業に分けています。



2 進行管理事業

本計画において進行管理をしていく事業です。この事業は、原則として目標及び目標値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を評価、検証します。一部、目標を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標を設定していません。

3 関連事業

本計画と関連する行政計画（関連計画）に位置づけられている事業のうち、本計画の主要課題、個別課題に合致する事業です。この事業のうち、進捗管理が可能なものは、関連計画において主体的に進捗管理していきます。

4 進行管理について

本計画に位置づけられている進行管理事業については、毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、必要に応じて、本計画のローリングを行います。

5 評価について

本計画の評価は目標数値と実績からの評価とし、事業報告書を作成します。事業報告書では、3年間の目標値、実績、取組状況、今後の課題等を記載します。

進行管理事業の評価については、4段階評価を行います。

十分達成できた 概ね達成できた やや不十分だった 不十分だった

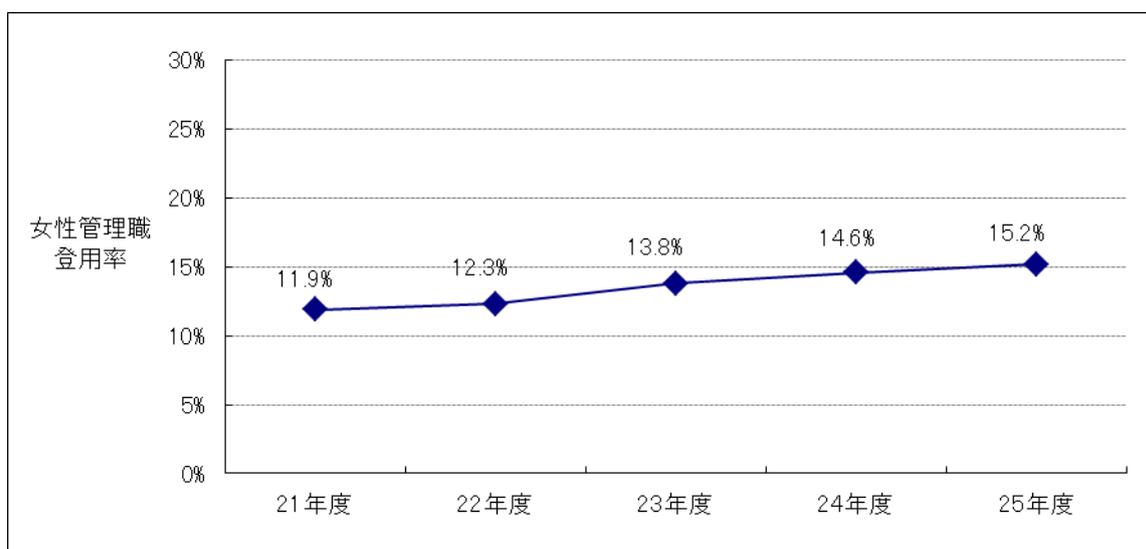


あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標	平成24年度 現状値	目標値		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
各種審議会等の 女性委員割合	28.2% (平成25年 4月1日現在)	32%	34%	36%
市職員の女性管 理職割合	15.2% (平成25年 4月1日現在)	16%	18%	20%

【市川市職員の女性管理職登用状況】

女性職員の管理職登用率は年々増加していますが、まだ低い状況にあります。



個別課題

1

政策・方針決定過程への女性の参画

男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定の過程に男女がともに参画することが極めて重要です。しかし、男女の差を測るジェンダー・ギャップ指数は平成24年では135カ国中101位で、世界と比較するとまだ低い状況にあるのが現状です。特に、政治や経済の分野において指導的地位にいる女性が少ないことが要因となっています。

国では、積極的改善措置（ポジティブアクション）を推進して、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%とする目標を設定しました。本市においても積極的に取り組んでいきます。

■ 基本計画における施策

- (1) 各種審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 人材情報の整備と提供
- (3) 広報広聴活動の充実
- (4) 事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発
- (5) 女性の自立及び自己決定能力の育成への支援

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事業名	1. 市川市女性人材登録台帳の活用			
事業概要	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師としての登用など、活用を図ります。			
所管課	男女共同参画課			
目標	女性人材登録台帳への登録者数			
目標数値	現状(平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	50人	60人	70人	80人

事業名	2. 審議会等への女性委員の参画推進 重点			
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、女性委員を積極的に登用するよう担当部署に対し要請を行います。			
所管課	男女共同参画課			
目標	審議会等の女性委員割合			
目標数値	現状(平成25年4月)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	28.2%	32%	34%	36%

事業名	3. 市女性職員の管理職登用促進 重点 新規			
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市女性職員の管理職登用を積極的に進めます。			
所管課	男女共同参画課			
目標	市女性職員の管理職割合			
目標数値	現状(平成25年4月)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	15.2%	16%	18%	20%

事業名	4. 市職員への男女共同参画に関する研修の実施 新規			
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。			
所管課	男女共同参画課			
目標	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数			
目標数値	現状(平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	3回	3回	3回	3回

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                        | 事業概要                              | 関連計画 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|------|
| 女性管理職登用に向けた<br>参画機会の環境整備<br>【義務教育課】 | 学校運営の各分野において、意欲と能力のある女性に機会を提供します。 |      |

男女の積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていく必要があります。そのため、市民活動に男女共同参画の視点を取り入れ、誰もが出番と居場所のある地域活動が行えるよう、支援していきます。

■ 基本計画における施策

(6) 家庭生活・地域社会等への参画の促進

(7) 市民団体等への活動支援

(8) 男女共同参画を推進するためのインターネットの活用

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

|      |                                                                                                                         |        |        |        |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 5. 男女共同参画センター使用団体の活動促進                                                                                                  |        |        |        |
| 事業概要 | 男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを利用団体へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため、新規使用団体を増やすための広報を積極的に行います。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                                                 |        |        |        |
| 目標   | 男女共同参画センター利用率                                                                                                           |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                                                                              | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 50.8%                                                                                                                   | 51%    | 52%    | 53%    |

|      |                                                                       |        |        |        |
|------|-----------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 6. 市民等への男女共同参画情報の発信                                                   |        |        |        |
| 事業概要 | 市民等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                               |        |        |        |
| 目標   | —                                                                     |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                            | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | —                                                                     | —      | —      | —      |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------------------|--|-----------|
| 自治会活動活性化事業
【地域振興課】 | 市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材の活性化を図るため、役員と女性会長との意見交換会を開催します。 | |
| 婦人消防クラブ活動事業
【警防課市民防災担当室】 | 一般家庭からの火災を防止すること、地域における女性防災リーダーの育成を図ることを目的に結成された婦人消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修等を通じ、火災予防の知識や災害時の適正な対応及び応急救護方法を習得させ、地域の女性防災リーダーとして活躍できるよう支援します。 | |
| 新規
小学校区防災拠点協議会の設置推進
【地域防災課】 | 大地震発生時に、小学校区内の被害状況の把握や災害対策本部と連絡等様々な活動を担う市職員（防災拠点要員）への協力が得られるよう、防災拠点協議会の設置を推進しています。防災拠点協議会は女性も含めた地域の自治会・民生委員・PTA等で結成され、男女双方の意見を出し合いながら平時から減災に向けた活動を行います。 | |
| 地域ケアシステム推進事業
【地域福祉支援課】 | 地域ケアシステムが多くの住民を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開できるよう支援を行います。また、地域住民が主体となって地域の福祉課題の解決に取り組めるよう、サロン活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容を拡大していけるよう支援を行います。なお、平成24年度末の現状では、各種会議等やサロンの開催頻度に地区ごとのバラつきがあることから、全体の底上げを意識して支援を行います。 | 市川市地域福祉計画 |

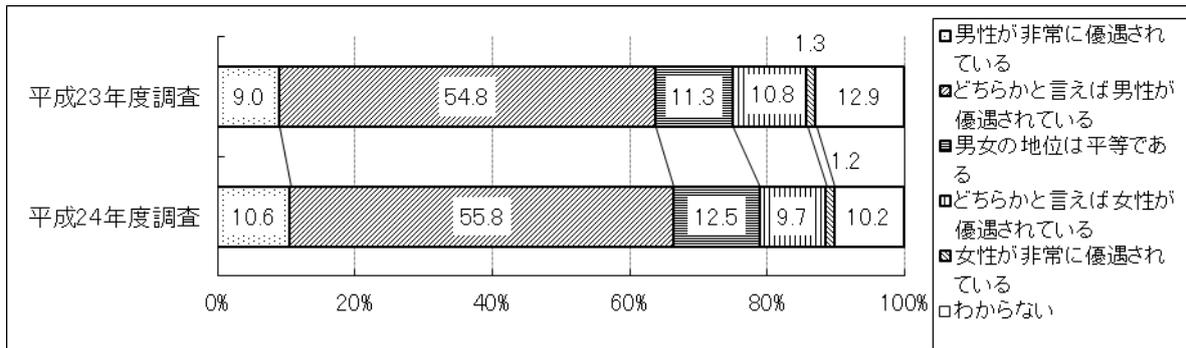
主要課題
2

男女共同参画の意識づくりと教育の推進

| 成果指標 | 平成24年度
現状値 | 目標値 | | |
|--------------------------------|------------------------|--------|--------|--------|
| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合 | 12.5%
(e-モニターアンケート) | 14% | 17% | 20% |

【男女の地位の平等感】

「社会全体において、男女の地位は平等である」と回答した割合は増加していますが、半数以上は、「どちらかと言えば男性が優遇されている」と回答しています。



e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとなるよう、広報、啓発に努めます。

■ 基本計画における施策

(9) 啓発事業の推進

(10) 情報の収集と提供

(11) 調査・研究の推進

(12) 法令等に関する学習機会の充実

(13) 情報識別・選択能力の向上

(14) 発行物における性にとらわれない表現の促進

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 7. 男女共同参画センターにおける講演会の実施 | | | |
| 事業概要 | 市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、男女共同参画センターにおいて、講演会を主催したり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 男女共同参画センター主催・共催講演会の参加者数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 266人 | 350人 | 350人 | 350人 |

| | | | | |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 8. 男女共同参画センターロビーの充実・活用 | | | |
| 事業概要 | 男女共同参画センターのロビーを利用団体相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関する講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | — | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | — | — | — |

| | | | | |
|------|---------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 9. 「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発 | | | |
| 事業概要 | 人権に関する情報の広報・啓発を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 「ヒューマンフェスタいちかわ」への来場者数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 350人 | 360人 | 380人 | 400人 |

主要課題2

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 10. 市職員への男女共同参画に関する情報の発信 新規 | | | |
| 事業概要 | 職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 市職員への男女共同参画情報の発信回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | 4回 | 4回 | 4回 |



個別課題

4

就学前教育における男女平等教育の推進

幼児期は、義務教育の基礎を培う大切な時期です。また、将来、健全な社会人として、円滑な人間関係を築くための規範を身につける第一段階でもあります。

子どものすこやかな成長のため一人ひとりの個性と能力を引き出していくことや、他者への差別、男女の性別による差別がなされることのない教育、保育を推進します。

■ 基本計画における施策

(15) 相手を大切に作る心を育む教育の推進

(16) 性別にも配慮した平等教育、保育の推進

(17) 就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 11. 市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発 新規 | | | |
| 事業概要 | 市内の保育園や幼稚園等に勤務する職員へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発活動の回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | 1回 | 1回 | 1回 |

学校教育における男女平等教育の推進

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図っていくことが大切です。

このため、男女の特性に基づき性別にも配慮しつつ、一人ひとりの個性と能力を引き出し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進します。

■ 基本計画における施策

- (18) 全教育内容における男女平等の意識づくり
- (19) 自立能力を育成する教育の推進
- (20) 性に関する教育の充実
- (21) 教育関係者に対する研修の充実
- (22) 男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|---------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 12. 人権教室の実施 新規 | | | |
| 事業概要 | 児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、市川人権擁護委員が小学生（市立小学校39校）を対象とした人権教室を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目 標 | 人権教室の実施校数 | | | |
| 目 標 数 値 | 現 状（平成24年度） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 30校 | 33校 | 36校 | 39校 |

| | | | | |
|---------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 13. 人権講演会の実施 新規 | | | |
| 事業概要 | 人権の尊さについて理解してもらえるよう、市川人権擁護委員が中学生（市立中学校16校）を対象とした人権講演会を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目 標 | 人権講演会の実施校数 | | | |
| 目 標 数 値 | 現 状（平成24年度） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 2校 | 2校 | 2校 | 2校 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|---|---|-------------|
| 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育
【指導課】 | 子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をします。 | 市川市教育振興基本計画 |
| エイズ教育に関する教育講演会
【保健体育課】 | 思春期における男女の心身の健全な発達のため、エイズ等の講演会を開催します。 | 市川市教育振興基本計画 |

個別課題

6

家庭における男女平等教育の推進

社会生活を営む上で、最小かつ最も基礎的な集団である家庭を家族一人ひとりが協力し合って築いていくとともに、家族を構成する一人ひとりの個性も尊重した家庭生活の大切さについて啓発に努めます。

■ 基本計画における施策

(23) 家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり

(24) 家庭教育に関する相談事業の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|---------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 14. 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施 新規 | | | |
| 事業概要 | 家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、男女共同参画センターにおいて、父子で参加する主催事業や共催事業を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目 標 | 男女共同参画センター主催・共催の父子向け講座の実施回数 | | | |
| 目 標 数 値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

| | | | | |
|---------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 15. 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施 新規 | | | |
| 事業概要 | 様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目 標 | 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施回数 | | | |
| 目 標 数 値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|--------------------|---|------|
| 教育相談事業
【教育センター】 | 子育てををする中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことで、悩みを解消し、幼児・児童・生徒の健全育成を図ります。 | |

地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

男女が積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていくためには、生涯学習の推進はとても重要な意義をもちます。女性も社会の様々な分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していけるよう、学習機会を充実させ、社会参画を促進させます。

■ 基本計画における施策

(25) 情報の収集と提供

(26) 学習内容の充実

(27) 生涯学習を進めるための施設の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|---------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 16. 男女共同参画に関する講座等の実施 | | | |
| 事業概要 | 男女共同参画社会の実現に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、登録団体等との共催により実施します。また、男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目 標 | 男女共同参画に関する講座等の実施回数 | | | |
| 目 標 数 値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 |

| | | | | |
|---------|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名 | 17. 情報資料室の充実 | | | |
| 事業概要 | 男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目 標 | 男女共同参画センター資料閲覧室の利用者数 | | | |
| 目 標 数 値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 702人 | 800人 | 800人 | 800人 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-------------------------|---|------|
| 保育付講座の実施
【社会教育課】 | 子育て中の男女が生涯学習活動に参加しやすいように公民館主催講座において保育(託児)付講座を実施します。 | |
| 公民館での各種講座の実施
【社会教育課】 | 男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実に図ります。 | |

主要課題
3

ワーク・ライフ・バランスの推進による 職場における男女共同参画の実現

| 成果指標 | 平成 24 年度
現状値 | 目標値 | | |
|-------------------------------|--------------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 | —
(e-モニターアンケート) | 60% | 70% | 80% |



個別課題

8

就業機会の男女平等に向けた支援

男女がそれぞれの個性と能力を活かしながら助け合い、協力しあって、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させていくことができるよう、取り組んでいきます。

■ 基本計画における施策

- (28) 就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進
- (29) あらゆる分野における働き方への支援
- (30) 職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実
- (31) 就業相談等の充実

主要課題3

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 18. 男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座等の実施 新規 | | | |
| 事業概要 | 個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、男女共同参画センターにおいて、就労支援に関する主催事業や共催事業を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 男女共同参画センター主催・共催の就労支援関連講座等の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------|--|------|
| 若年者等就労支援事業
【雇用労政課】 | 若年者等が気軽に立ち寄れるジョブサポート
いちかわを開設し、毎週火曜日～金曜日の午
後に就労にかかる個別相談、適職診断を実施
します。 | |
| 家族経営協定締結の推進
【農政課】 | 家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締
結に向け働きかけを行います。 | |

個別課題

9

男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進

事業所等に対し、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止、間接差別の禁止等男女雇用機会均等法の実効性の確保を図っていきます。また、働く場において、女性が母性を尊重され、安心して子どもを産み、就労を続けられる環境整備や男女のワーク・ライフ・バランスの推進、過剰なストレス等からの解放やセクシャル・ハラスメントの防止にも努めていきます。

■ 基本計画における施策

(32) 働く場における男女共同参画の推進

(33) 働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実

(34) 働く場における男女の労働条件の向上

(35) 働く場における労働環境の整備

(36) 労働相談の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 19. 事業者への男女共同参画啓発 重点 | | | |
| 事業概要 | 事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 事業者への男女共同参画啓発活動の回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

主要課題3

| | | | | |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 20. 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 重点 新規 | | | |
| 事業概要 | 市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることで、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 市男性職員の育児休業と介護休暇の取得者数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 1人 | 5人 | 10人 | 15人 |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                                                                                                            | 事業概要                                                              | 関連計画                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 労働相談事業<br>【雇用労政課】                                                                                                       | 賃金、解雇、労働時間、労災等労働条件に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じます。             |                                |
| 一般事業主行動計画策定<br>支援事業<br>【子育て支援課】                                                                                         | 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画について、市内企業に計画策定の手引やサンプル等を配布し、計画策定を支援します。 | 市川市次世代育成支援行動計画                 |
| <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span><br>職員みんなで支え合い計画(市川市役所次世代育成支援行動計画)の推進<br>【職員課(特定事業主推進部門)】 | 全ての職員が、仕事と生活の時間のバランスを取れるようにするため、「職員みんなで支え合い計画」を推進します。             | 職員みんなで支え合い計画(市川市役所次世代育成支援行動計画) |

個別課題

10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備

少子・高齢化、核家族化が進展する中で、男女がともに、職業生活と育児・介護等の家庭生活と地域生活とのバランスを図り、充実した生活を送るための環境整備に努めます。

■ 基本計画における施策

(37) 仕事と子育て・介護の両立支援

(38) 多様な働き方への支援

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|---|---|----------------|
| 保育園整備計画事業
【保育計画推進課】 | 仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として保育施設を整備します。 | 市川市保育計画 |
| 放課後保育クラブ運営事業
【青少年育成課】 | 放課後、就労等で保護者が家庭にいない児童を保育するため、よりよい環境づくりを行います。 | 市川市教育振興基本計画 |
| ファミリー・サポート・センター事業
【子育て支援課】 | 地域において子育てに関する相互援助活動を行うための会員組織である「ファミリー・サポート・センター」を運営し、援助活動の紹介や調整、会員確保など、仕事と子育ての両立を支援します。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 新規
いちかわ子育て応援企業の認定
【子育て支援課】 | 市川市に事業所のある企業において、「一般事業主行動計画」を策定しているほか、子ども企業見学や託児室・授乳コーナーの設置など子どもや子育て家庭にやさしい企業を「いちかわ子育て応援企業」に認定し、企業による自主的な子育て支援を応援します。 | |

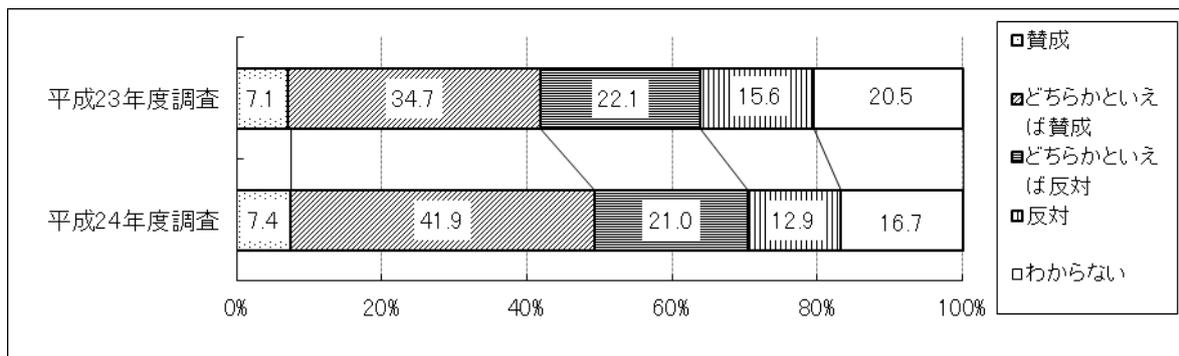
主要課題
4

男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

| 成果指標 | 平成24年度
現状値 | 目標値 | | |
|-----------------------------|------------------------|--------|--------|--------|
| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合 | 49.3%
(e-モニターアンケート) | 45% | 40% | 35% |

【固定的性別役割分担意識】

夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した割合は増加傾向にあります。



e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

個別課題

11

生活の場での自立の推進

男性の仕事、女性の仕事という役割意識にとらわれなくて、自らの個性と能力を十分に発揮していける社会をつくり、安心して暮らすことができるよう、福祉の視点からの街づくりを行い、生活の場での自立の推進に努めます。

■ 基本計画における施策

(39) 男女共同参画による家庭の確立

(40) 専業主婦への家族の協力

(41) 家庭責任を果たすための学習機会の提供

(42) 自立を支える福祉の充実

(43) 男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

主要課題4

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 21. 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施 新規 | | | |
| 事業概要 | 家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室など、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------|--|------|
| 両親学級
【保健センター健康支援課】 | 妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、地域で夫婦が協力しながら安心して、妊娠・出産・育児ができるよう援助します。 | |
| 防犯対策事業
【防犯課】 | 誰もが安心して社会参画を果たすため、安全な街づくりの実現を目指し、市民・警察・関係団体と協働してパトロール等の各種防犯対策を実施します。 | |

個別課題

12 男女で担う子育ての環境づくり

核家族化が進む中、子育て中の男女が孤立感や不安を感じることがないように、情報提供や支援体制の充実を図ります。

■ 基本計画における施策

- (44) 保育施設の整備、保育内容の充実
- (45) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- (46) 児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                                                                                             | 関連計画           |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 家庭保育事業<br>【保育課】           | 認可保育園の待機児童解消および保護者の多様な保育ニーズに対応するため、家庭保育員による保育事業を推進します。                                                           | 市川市保育計画        |
| 病後児保育事業<br>【保育課】          | 子育てのための環境整備として多様な保育サービスを推進します。（病後児保育施設の拡充）                                                                       | 市川市保育計画        |
| 家庭児童相談事業<br>【子育て支援課】      | 児童虐待相談の通報窓口機能を持つとともに、家庭児童相談員が、要保護児童に対する調査、支援計画の作成、支援の実施を行います。また、発達や育児の不安、養育環境に関する様々な相談に対応し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図ります。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 養育支援訪問事業<br>【子育て支援課】      | 児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保します。                | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 親子つどいの広場事業<br>【子育て支援課】    | 子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設定して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。                    | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 地域子育て支援センター事業<br>【子育て支援課】 | 保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。       | 市川市次世代育成支援行動計画 |

個別課題

13

## 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援

障害者、ひとり親家庭の家族、単身者などが地域で自立し、安心して暮らせるよう、支援を行います。

## ■ 基本計画における施策

(47) 各種相談事業の拡充と情報提供

(48) 自立のための支援制度の促進



~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------------------|--|--|
| 雇用促進奨励金
【雇用労政課】 | 市内居住の高年齢者、障害者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付します。 | |
| 障害者職場実習奨励金
【雇用労政課】 | 市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付します。 | |
| 障害者相談支援事業
【障害者支援課】 | 障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行います。（三障害を包括した基幹的な拠点とともに、市直営の相談支援拠点（3か所）による体制整備を推進し、相談支援サービスを提供します） | いちかわハートフルプラン【市川市障害者計画（第2次実施計画）・第3期市川市障害福祉計画】 |
| ひとり親相談事業
【子育て支援課】 | ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員等が相談に応じ、自立に向けた支援を行います。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 母子自立支援プログラム作成事業
【子育て支援課】 | 児童扶養手当受給者が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを作成し、自立を支援します。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点措置
【市営住宅課】 | 経済的な負担の大きい母子家庭・父子家庭が市営住宅に応募した場合、加点措置により入居できる可能性を大きくし、住宅確保に向けた支援を行います。 | |
| 新規
障害者雇用事業
【人事課、教育政策課】 | 障害者の就労を支援するため、障害者が一定期間、市の職員として勤務することができる「チャレンジドオフィスいちかわ」を実施します。 | |

個別課題

14 高齢者への福祉の充実・自立支援

高齢期の男女を単に支えられる側と見ずに、年齢、性別による固定観念にとらわれず、社会の中で自立した構成員として生き生きと暮らせるよう、家族や地域住民、行政、関係団体が共同して連携を図りながら、地域福祉活動の充実・発展のための取り組みを行います。

■ 基本計画における施策

- (49) 社会参画の促進と生活支援
- (50) 高齢者虐待を防ぐ環境づくり
- (51) 介護にかかわる人の育成と確保
- (52) 施設の基盤整備と内容の充実
- (53) 介護予防への取組の強化

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                                                                                                      | 事業概要                                                                                                                                | 関連計画                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 家族介護支援事業<br>【地域福祉支援課】                                                                                             | 要介護被保険者等の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。また、認知症サポーターの養成講座を開催します。                                      | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| いきいき健康教室<br>(一次予防)<br>【高齢者支援課】                                                                                    | 年間を通じて、介護予防を目的とした高齢者の健康づくりの体操を行うとともに、地域の仲間づくりも応援します。                                                                                | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div><br>二次予防事業対象者把握事業<br>【地域福祉支援課】 | 介護保険1号被保険者（要支援・要介護の認定を受けている者は除く）全員に、基本チェックリストを送付・回収することで、二次予防事業対象者（虚弱高齢者）の把握を行います。なお、同封する案内文により、介護予防の重要性や相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めます。 | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

## 15 自立を支援する総合相談事業の推進

最近の社会情勢は、少子高齢化の進展、経済の低迷、非正規労働者の増加、国際化の進展など複雑化しています。この複雑化した社会の中で、生き生きと安心して暮らせる新たな地域社会を築くことが大切です。そこで、仕事や子育てによるストレスや悩みに対し、総合的な相談窓口の一層の充実を図っていきます。

## ■ 基本計画における施策

(54) 相談事業の充実

(55) 相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請



主要課題4

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

|       |                                                                                      |          |          |          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名   | 22. 女性のための相談                                                                         |          |          |          |
| 事業概要  | 女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、自ら解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。 |          |          |          |
| 所管課   | 男女共同参画課                                                                              |          |          |          |
| 報告    | 相談件数                                                                                 |          |          |          |
| 実績報告値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                                       | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|       | 2, 150件                                                                              | —        | —        | —        |

|      |                                                                          |          |          |          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 23. 女性弁護士による女性のための無料法律相談                                                 |          |          |          |
| 事業概要 | 離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                  |          |          |          |
| 目 標  | 相談件数                                                                     |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                           | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | 131件                                                                     | 150件     | 160件     | 170件     |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                        | 関連計画                |
|---------------------------|---------------------------------------------|---------------------|
| 民事相談事業<br>【総合市民相談課】       | 市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をする。         |                     |
| 地域包括支援センター事業<br>【地域福祉支援課】 | 高齢者が安心してその人らしい生活を継続することができるように、総合相談支援を行います。 | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

主要課題  
5

# 生涯を通じた健康支援

| 成果指標            | 平成 23 年度<br>現状値      | 目標値      |          |          |
|-----------------|----------------------|----------|----------|----------|
|                 |                      | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 自分の健康に関心がある人の割合 | 83%<br>(e-モニターアンケート) | 86%      | 88%      | 90%      |



個別課題

16 生涯を通じた健康の管理・保持増進

女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、男性については更年期やメタボリックシンドロームなど、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行い、健康の保持増進ができるように相談体制を整備し、支援します。

■ 基本計画における施策

(56) 生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

(57) 医療関係者への意識の浸透と研修の要請

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-------------------------|---|--------------|
| 健康相談
【保健センター健康支援課】 | ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。 | |
| 訪問指導
【保健センター健康支援課】 | 心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身低下防止と健康増進を図ります。 | |
| 健康教育事業
【保健センター健康支援課】 | 生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をします。 | 第2次市川市食育推進計画 |

個別課題

17 生涯を通じた心身の健康づくり支援

男女が心身の健康について適切に自己管理できるよう、健康診査の受診や健康について正確な知識・情報を得るための健康教育や学習機会の拡大に努めます。

■ 基本計画における施策

(58) 健康教育の充実と相談支援

(59) 妊娠・出産期における健康支援

(60) 思春期・成人期・高齢期における健康支援

(61) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                                                           | 関連計画         |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 推進員活動事業<br>【保健センター健康支援課】  | 地域住民の疾病予防と健康保持増進を図り、健康で明るい地域を作ることを目的として、保健推進員、食生活改善推進員が活動を推進します。               | 第2次市川市食育推進計画 |
| 母子健康教育事業<br>【保健センター健康支援課】 | 乳幼児・学童などの子どもと保護者及び妊婦を対象に、知識の普及・啓発等を行い、健やかな成長ができるよう支援します。                       | 第2次市川市食育推進計画 |
| 母子訪問事業<br>【保健センター健康支援課】   | 新生児及び1～2か月児をはじめ、妊産婦・乳幼児等の家庭に訪問し妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の保持増進を図ります。      |              |
| 健康診査事業<br>【保健センター疾病予防課】   | がんの早期発見のため各種がん検診を実施。肝炎検診や千葉県後期高齢者医療被保険者及び40歳以上の生活保護受給者に対し特定健康診査に準ずる健康診査を実施します。 | 市川市健康増進計画    |

個別課題

18 心身の健康づくり体制の充実

男女とも、運動を主体とした健康保持が行えるよう、活動場所の提供や情報提供を行います。

■ 基本計画における施策

(62) 健康増進施設の充実

(63) 医療関係機関との連携強化

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|---|---|---------------------------|
| <p>新規
生涯スポーツイベントの
充実
【スポーツ課】</p> | <p>現在行われている「体育の日記念行事みんな
でスポーツ」「スポーツレクリエーション祭」
「ウォーキングいちかわ」といったイベント
のPRの促進や内容を充実させていくこと
で、参加者の増加を図ります。</p> | <p>市川市スポーツ振
興基本計画</p> |

主要課題
6

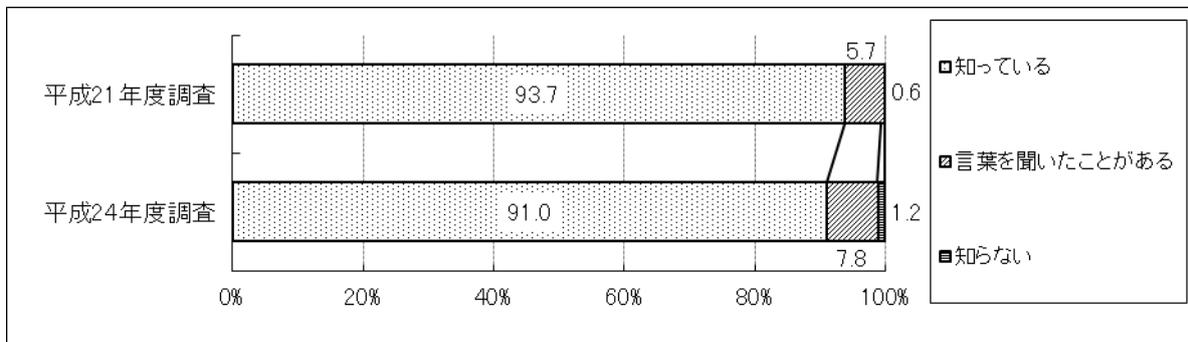
人権を侵害する暴力の根絶

※DV施策の実施に関しては、市川市男女共同参画基本計画第2次DV防止実施計画にて進行管理を行います。

| 成果指標 | 平成24年度
現状値 | 目標値 | | |
|--------------|----------------------|--------|--------|--------|
| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| DVを知っている人の割合 | 91%
(e-モニターアンケート) | 95% | 97% | 100% |

【DVの認知度】

DVを「知っている」と回答した割合は90%を超え、高い認知度となっています。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

《市川市e-モニター制度によるDVに関するアンケートの回答者属性》

●平成21年度

| | |
|--------|---|
| 調査方法 | インターネット及び電子メール |
| 調査期間 | 平成21年12月7日～平成21年12月13日 |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課 |
| 有効回答数 | 1,626人 |
| 回答者属性 | 女性884人、男性742人
10代5人(0.3%)、20代80人(4.9%)、30代482人(29.6%)、
40代471人(29.0%)、50代212人(13.0%)、60代268人(16.5%)、
70代94人(5.8%)、80代14人(0.9%) |

●平成24年度

| | |
|--------|--|
| 調査方法 | インターネット及び電子メール |
| 調査期間 | 平成25年3月6日～平成25年3月20日 |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課 |
| 有効回答数 | 1,100人 |
| 回答者属性 | 女性565人、男性534人、不明1人
10代3人(0.3%)、20代39人(3.5%)、30代230人(20.9%)、
40代363人(33.0%)、50代164人(14.9%)、60代177人(16.1%)、
70代111人(10.1%)、80代12人(1.1%) |

個別課題

19 暴力を許さない社会の基盤づくり

暴力は、対象の性別を問わず、決して許されるものではありません。どのような暴力でも、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指し、一層の啓発活動を推進していきます。

■ 基本計画における施策

(64) あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進

(65) 性の商品化の根絶

(66) 暴力に関する調査・研究

進 行 管 理 事 業

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 24. 市民等への人権啓発情報の発信 | | | |
| 事業概要 | 人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、広報等で啓発活動を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | — | | | |
| 目標数値 | 現状（平成24年度） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | — | — | — |

関 連 事 業

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-------------------------------|--------------------------------------|------|
| 青少年有害図書地域の
見回り
【青少年育成課】 | 性の商品化、暴力表現等を有する図書の地域での見回りの取り組みを行います。 | |

個別課題

20

被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援

被害者を暴力から救済し、問題の解決や、生活の自立を支援していくためには、被害者が最初に訪れる相談窓口での適切な対応が大変重要になってきます。相談窓口では被害者の心身の疲労に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、全ての相談員が被害者の立場にたって相談に乗り、適切な情報提供と関係機関と連携し、適切な支援を行います。

■ 基本計画における施策

(67) 相談体制の充実

(68) 自立支援と更生支援

(69) 関係機関の連携とネットワーク体制の確立

進 行 管 理 事 業

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 25. 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催 | | | |
| 事業概要 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課、地域福祉支援課、介護保険課、障害者支援課、子育て支援課 | | | |
| 目標 | 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催回数 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | 2回 | 2回 | 2回 |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要                                                                                              | 関連計画           |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 子ども家庭総合支援センター事業<br>【子育て支援課】 | 子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施します。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |



主要課題  
7

# 男女共同参画社会の形成を 目指す国際的協調の推進

| 成果指標                                    | 平成 24 年度<br>現状値        | 目標値      |          |          |
|-----------------------------------------|------------------------|----------|----------|----------|
|                                         |                        | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 市川市は外国人<br>が安心して暮ら<br>せるまちだと考<br>える人の割合 | —<br>(e-モニターアン<br>ケート) | 80%      | 90%      | 100%     |

個別課題

21 国際的な協調と相互協力の推進

日本の男女共同参画社会の形成の促進は、国連の女性の地位向上にかかる活動等国際社会における様々な取組と連動して進められてきました。今後の男女共同参画社会の形成に関しても、国際的な連携・協力のもとに推進していきます。

■ 基本計画における施策

(70) 国際理解と国際協力

(71) 国際交流の推進と民間団体への支援

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|--|---|-------------|
| 異文化交流事業
【国際交流課】 | 姉妹都市、友好都市交流はもちろん、在住外国人と地域住民の理解を深め、双方の歴史や文化などを紹介するとともに講演会や体験会を開催し、交流の機会を提供します。 | |
| 新規
小学校外国語活動推進事業（小学校外国語活動指導員の派遣）
【指導課】 | 小学校へ英語の力を有する外国語活動指導員の派遣をし、外国語活動の推進を図ります。 | 市川市教育振興基本計画 |
| 新規
中学生海外派遣事業（派遣・受入事業）
【指導課】 | 市立中学校の生徒をドイツのパートナーシティ・ローゼンハイム市へ派遣するとともに、ドイツからも生徒を受け入れ、国際感覚豊かな青少年を育成します。 | 市川市教育振興基本計画 |

個別課題

22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会

国籍・文化・慣習・宗教などの違いをこえて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に参画でき、相互理解が深められるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制の整備を図ります。

■ 基本計画における施策

(72) 相互理解のための交流活動の推進

(73) 情報提供と相談体制の確立

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 26. 相互理解のための啓発・交流事業 新規 | | | |
| 事業概要 | 在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 在住外国人との交流活動実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要                                                                                   | 関連計画 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 外国人相談窓口<br>【国際交流課】          | 外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。                                |      |
| 外国人向けの各種情報提供の充実<br>【国際交流課】  | 言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人のために、インターネット、電話、情報誌での情報提供および外国語版の情報誌等を設置するなど生活情報を的確に提供できる機能の充実を図ります。 |      |
| 通訳・翻訳ボランティアによる活動<br>【国際交流課】 | 在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実を図ります。                           |      |



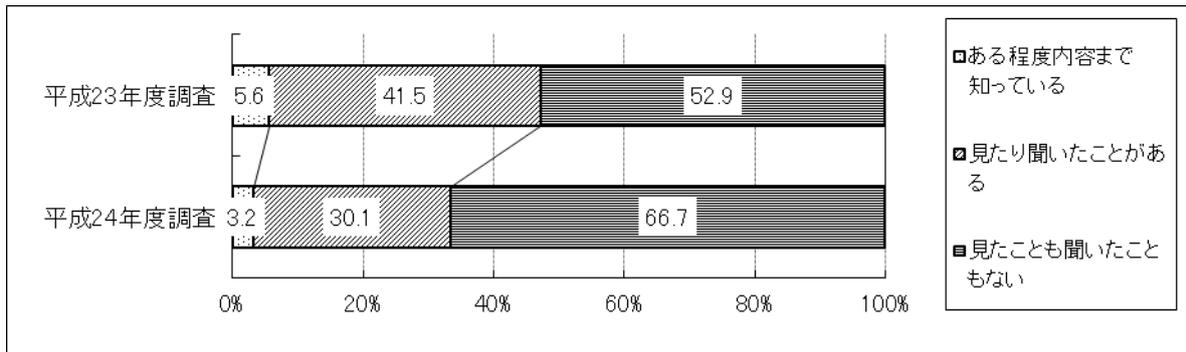
主要課題  
8

# 男女共同参画を推進する体制の整備

| 成果指標                      | 平成24年度<br>現状値          | 目標値    |        |        |
|---------------------------|------------------------|--------|--------|--------|
|                           |                        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合 | 33.3%<br>(e-モニターアンケート) | 38%    | 44%    | 50%    |

### 【基本計画の認知度】

市川市男女共同参画基本計画を「ある程度内容まで知っている」「見たり聞いたことがある」と回答した割合は、減少しています。



e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

男女共同参画社会の実現に向けて、市川市男女共同参画基本計画を効果的に推進し、目標を達成するためには、推進体制の整備・充実を図ることが必要です。そのため、実施計画を作成し、庁内における推進体制を整備し、計画を具体化していくために、関係部署や関係団体との連携を図り、積極的に推進していきます。

■ 基本計画における施策

(74) 庁内推進体制の充実と組織の強化

(75) 市民との連携

(76) 国・県・関係機関等との連携

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

|      |                                                                           |        |        |        |
|------|---------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 27. 男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施                                              |        |        |        |
| 事業概要 | 地域での男女共同参画を推進するため、男女共同参画センターを利用し、積極的に男女共同参画を推進する活動を行っている登録団体等と共同事業を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                   |        |        |        |
| 目標   | 男女共同参画センター登録団体等との共催事業の実施回数                                                |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                                | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 2回                                                                        | 5回     | 5回     | 5回     |

|      |                                                                   |        |        |        |
|------|-------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 28. 男女共同参画に関する情報収集                                                |        |        |        |
| 事業概要 | 千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関し、情報収集や情報交換を行い、地域における男女共同参画の推進に努めます。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                           |        |        |        |
| 目標   | —                                                                 |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                                        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | —                                                                 | —      | —      | —      |

個別課題

24 計画の進行管理の充実

第5次実施計画の具体的な事業についての推進状況を把握して評価し、効果的に計画を推進していきます。

■ 基本計画における施策

(77) 施策の推進状況の把握

(78) 施策の点検と評価の研究

〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜

|      |                                                          |        |        |        |
|------|----------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 事業名  | 29. 男女共同参画に関する市民意識調査の実施                                  |        |        |        |
| 事業概要 | 男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査を実施します。 |        |        |        |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                  |        |        |        |
| 目標   | 社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合                           |        |        |        |
| 目標数値 | 現状(平成24年度)                                               | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|      | 12.5%<br>(e-モニターアンケート)                                   | 14%    | 17%    | 20%    |

參 考 資 料

## 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女

が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策

定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

## 参考資料

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 市川市男女共同参画社会基本条例

平成 18 年 12 月 20 日

条例第 53 号

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策(第 8 条—  
第 12 条)

第 3 章 市川市男女共同参画推進審議会(第 13 条)

第 4 章 補則(第 14 条)

附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、男女が互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていただける市川市を築くことを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において「男女共同参画社会」とは、男女が、その特性をいかし、必要に応じて適切に役割分担しつつ、互いが対等の立場で協力し、補完し合って、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力を最大限に発揮することができる社会をいう。

#### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い、尊厳を重んじる社会
- (3) 男女が共に市民生活において、対等な立場で活動に参画し、責任を分かち合う社会
- (4) あらゆる暴力が根絶された社会

#### (実現すべき姿)

第 4 条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現のために、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

#### (1) 家庭において実現すべき姿

- ア 家族一人一人が家庭尊重の精神に基づいた相互の理解と協力の下、それぞれの個性を大切にす家庭

- イ 家族が、生活設計の中で学習、仕事、家事、子育て、介護、地域活動等その時々に応じた多様な組み合わせの生き方を自ら選択することができ、それぞれの能力及び適性を認め合うことができる家庭
- ウ 専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し、支援する家庭
- エ 子を産むという女性のみにも与えられた母性を尊重するとともに、育児における父性と母性の役割を大切にし、心身共に健康で安心して暮らせる家庭
- オ ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)及びこれらの暴力的行為に付随して起こる子への暴力的行為をいう。)や虐待の存在しない家庭

(2) 地域において実現すべき姿

- ア 男女がその特性をいかしつつ、平等に地域の活動に参画し、互いに協力していくことができる地域
- イ 男女の積極的な社会参画により、多様な能力が発揮される活力ある地域

(3) 職場において実現すべき姿

- ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、研修、昇進等について性別を理由とする差別のない職場
- イ 男女が共に長時間労働、過剰なストレス等から解放され、家庭生活、地域活動等へのゆとりを持つことができる職場
- ウ 男女が子育て又は介護のための休暇及び休業を積極的に取得できるようになることにより、仕事と家庭の両立ができる職場
- エ 妊娠期、出産期、育児期、更年期等の女性の生涯の各段階に応じて、適切な健康管理が行われ、母性及び子の最善の利益が尊重される職場
- オ セクシュアル・ハラスメント(異性に対して、その意思に反して行われる性的な言動をいう。)のない、快適で安心して働くことができる職場
- カ 自営の商工業又は農林水産業において、女性の労働が正当に評価される職場

(4) あらゆる教育の場において実現すべき姿

- ア 男女が互いにその特性を尊重しつつ、それぞれの人権を大切にする教育

- イ 必要に応じて適切に名簿の作成が行われる等、区別と差別とが混同されることのない運営がなされる教育
- ウ 男女別実施による運動種目の設定、男女別室での更衣等が行われる等、思春期の性別に配慮した教育
- エ 心と体のバランスや生命の尊厳に配慮し、発達段階に応じて適切に行われる性教育
- オ 進路指導において、個人の能力や適性が尊重される教育
- カ 社会生活に必要な家事、子育て、介護、ボランティア等の体験を重視した教育
- キ 男女共同参画社会の正しいあり方について学び、実践する教育

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現を市の施策の基本として、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女の特性を尊重しつつ、男女共同参画社会の実現のために自ら行動するとともに、市が行う男女共同参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女が共に家庭と仕事の両立を可能とするための職場環境を整備し、男女共同参画社会の実現を推進するとともに、市の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

(年次報告等)

第9条 市長は、前条の基本的な計画に基づく施策の実施状況について年次報告書を作成するものとする。

2 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策について調査研究をするとともに、この施策の成果について評価を行うものとする。

3 市長は、前2項に規定する事項について、市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(広報活動等)

第10条 市は、市民及び事業者の理解を深めるよう、この条例の内容について周知するための広報活動をしなければならない。

2 市は、教育や男女平等に関する相談業務に携わる人を対象に、男女共同参画社会の実現を推進するための啓発を行わなければならない。

(市の人事管理等における公平の確保等に関する措置)

第11条 市は、男女共同参画社会の実現を推進するため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を公平かつ適切に評価するとともに、性別による不利益が生じることのないよう努めなければならない。

(苦情処理)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の実現の推進に関する施策又は男女共同参画社会の実現の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、市川市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

### 第3章 市川市男女共同参画推進審議会

第13条 本市に、男女共同参画社会の実現を推進するため、市川市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

3 審議会は、非常勤の委員15人で組織する。

4 委員は、男女共同参画社会の実現に関する事項について深い理解と見識のある人のうちから市長が委嘱する。

5 市長は、委員を委嘱しようとするときは、その一部について公募を行うものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、2回を超えて再任されることができない。

8 審議会の事務は、総務部において処理する。

9 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 補則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(市川市男女平等基本条例の廃止等)

2 市川市男女平等基本条例(平成14年条例第33号)は、廃止する。

3 この条例の施行前に行われた前項の規定による廃止前の市川市男女平等基本条例(以下「旧条例」という。)に基づく措置がこの条例に違反していると認められるときは、市又は事業者は、速やかに、是正措置を講じなければならない。

(審議会に関する経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧条例第16条第4項の規定により委嘱された同条第1項に規定する審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行日において、第13条第4項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第13条第6項の規定にかかわらず、その者の旧条例第16条第6項の規定による任期からその者が旧審議会の委員として在任した期間を控除した期間と同一の期間とする。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「男女平等推進審議会委員」を「男女共同参画推進審議会委員」に改める。

(市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成3年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「市川市男女平等基本条例(平成14年条例第33号)第15条第1項」を「市川市男女共同参画社会基本条例(平成18年条例第53号)第12条第1項」に改める。



市川市男女共同参画基本計画 第5次実施計画

平成26年3月発行

市川市 総務部 男女共同参画課

〒272-0034 市川市市川1丁目24番2号

電話 047-322-6700